



発行 新潟県

号外 1
令和5年6月21日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

告示

759 知事指定薬物の指定(感染症対策・薬務課)



◎新潟県告示第759号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和5年6月21日

新潟県知事 花角英世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール(通称名: Etonitazepipne、N-Piperidinyl Etonitazene)及びその塩類
- (2) (2R, 3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン(通称名: 3-CPM、3-Chlorophenmetrazine)及びそれらの塩類
- (3) N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド(通称名: 4F-ABINACA、4F-ABUTINACA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和5年6月22日